

福祉のまちづくりの面的な展開指針策定に関する研究 (その1)

Study on Establishing a Guideline of Development toward Caring Society for All (Part 1)

—重点地区整備計画策定地区における既存建築施設のバリアフリー化整備状況に関する調査研究—

—A study on the barrier-free improvement of the buildings in areas of the Special District Improvement Plans —

杉山 勇、大野 拓也

SUGIYAMA Isamu, OHNO Takuya

キーワード: 福祉のまちづくり、重点地区整備計画、バリアフリー、整備評価

Keywords: welfare town planning, improvement plans in special district, barrier-free, evaluation of the progress

Abstract:

The rate of the elderly in Japan's population is becoming higher. So it is necessary that public facilities, which many people utilize in their daily life, change into the "Barrier-free" design. The purpose of this "Barrier-free" design study is to find and remove existent obstructions throughout the city and reconstruct the town so that sufficient accessibility can be produced.

For that purpose, the progress of the changeover to the "Barrier-free" design in the public facilities will be evaluated. The criterion is based on the data of "The Special District Improvement Plans".

As a result, some issues arise. First, the changeover to the "Barrier-free" design is not always satisfactory in the areas. Second, comparing public facilities with private facilities, the later improvements are inferior.

As the results, it is cleared that the following issues are important in the process of establishing the improvement plans: Consideration for the aspect of technical possibility and arrangement in order of priority for improvement parts of buildings.

1 はじめに

超高齢社会の到来を目前に控え、全国の多くの自治体において「福祉のまちづくり条例」が制定され、福祉のまちづくりへ向けてのさまざまな取り組み・事業が官民一体となって展開されている。兵庫県では、高齢者や障害者をはじめすべての人がいきいきと生活できる生活基盤整備を進めるため、平成4年10月に「福祉のまちづくり条例」を制定し、翌5年10月には、この条例のめざすまちづくりに向けて、公共的な施設をはじめ生活利便施設やその周辺の道路などを面的に整備推進するための福祉のまちづくり重点地区整備方針を策定し、「福祉のまちづくり重点地区整備計画（以下、「整備計画」という。）を制定している。これにより、県内の市町は順次、「整備計画」を策定し、人々が安全・快適に利用しやすく、また移動しやすくする環境づくりへの取り組みを行っている。

これら計画地区のうち、早期に策定された地区においては、概ねの整備目標年次である5年を既に経過していることから、整備状況の評価が可能な時期にきている。

本研究は、これら地区の整備進捗状況を評価する中で、公共・公益的施設が集積する地区における既存建築施設のバリアフリー化に向けての整備・改修上の問題点を明らかにし、今後、福祉のまちづくりを面的に、迅速かつ効率的に整備を進めて行くうえで必要となる、検討課題を把握するための資料を得ることを目的とする。

2 調査の概要

2.1 重点地区整備計画の概要

市町が「整備計画」の策定主体であり、官公庁舎や駅などを中心とした約1km四方の区域を重点地区と設定し、公共的な建築物や公共交通機関、道路等を整備・改修の対象としている。

県の策定マニュアルによると、市町は重点地区を設定の後、高齢者や障害者の立会いを求めて地区内の施設整備状況について点検する。この結果をもとに地域の代表や諸施設の管理者、市町の福祉担当課・公共施設整備担当課等で構成する検討会議における地区整備の方向や整備箇所、年次計画等の検討を経て「整備計画」を策定する。この計画に基づき、国、県、市町の公共団体や民間各種の施設設置者は、整備・改修を実施する。平成12年度末現在の整備計画の策定状況は次表のとおりである。

表1 整備計画策定状況

Tab.1 Conditions to the decision of improvement plans

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9～12年度	計
市町数	5	20	21	14	41	81*
地区数	5	28	31	21	60	145

*印：市町数計欄は、策定済地区市町数であり、5～12年度の計ではない。
 なお、平成13年3月末現在の兵庫県下市町は22市66町である。

2.2 調査資料

「整備計画」に基づく事業の進捗状況については毎年度、各市町の担当課が確認し、県に報告される。

今回調査は、「福祉のまちづくり条例」を所管する兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり推進課から、平成5年度から8年度までに策定された「整備計画」の進捗状況に関する資料の貸与を受けた。

表3 年度別部位別整備状況

Tab.3 Conditions to the barrier-free by year

区 分	5年度			6年度			7年度			8年度		
	総数	整備済	整備率	総数	整備済	整備率	総数	整備済	整備率	総数	整備済	整備率
便所	66	13	19.7	448	131	29.2	558	194	34.8	648	122	18.8
敷地内通路	96	45	46.9	476	161	33.8	507	188	37.1	594	105	17.7
玄関・出入口	40	20	50.0	296	115	38.9	266	105	39.5	327	61	18.7
廊下・ホール	—	—	—	107	28	26.2	140	61	43.6	192	26	13.5
階段	4	3	75.0	135	59	43.7	182	57	31.3	166	27	16.3
駐車場	8	6	75.0	150	58	38.7	101	42	41.6	142	41	28.9
電話機・電話台	—	—	—	51	25	49.0	66	20	30.3	110	14	12.7
車いす用便所	—	—	—	38	23	60.5	73	42	57.5	86	14	16.3
受付・記載台	—	—	—	83	35	42.2	44	15	34.1	75	9	12.0
案内表示	—	—	—	47	17	36.2	61	25	41.0	60	7	11.7
エレベーター	2	2	100	49	15	30.6	54	18	33.3	44	7	15.9
その他	—	—	—	21	7	33.3	38	13	34.2	54	4	7.4
計	216	89	41.2	1901	674	35.5	2090	780	37.3	2498	437	17.5

注1)「整備率」は、小数点第2位を四捨五入している。

注2)「整備済」箇所には既に改築・移転・閉鎖された施設分は含んでいない。

表2 調査対象施設の年度別内訳

Tab.2 Facilities of the investigation by year

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
官公庁施設	22	64	59	35
金融機関	17	85	49	55
公会堂・集会場	7	53	40	35
小中学校等	7	32	38	28
物販施設	11	63	36	38
医療施設	3	28	28	10
体育館等	2	15	29	25
保育・幼稚園	7	26	26	25
郵便局等	4	23	24	19
教育文化施設	4	19	14	18
社会福祉施設	2	25	20	18
福祉センター	3	13	9	4
高等学校等	3	6	5	3
ホテル・旅館	9	7	1	3
飲食店	3	7	5	1
路外駐車場	2	20	1	3
遊技場	6	1	1	3
劇場・映画館等	1	5	—	—
共同住宅	1	—	8	4
公衆浴場	2	—	1	—
その他公益施設	2	11	4	15
その他	2	11	11	9
計	120	514	409	351

2.3 調査方法

2.3.1 調査対象施設

整備・改修の対象である公共・公益的な建築物（公園・競技場を除く）について、21の用途とその他に分類した。対象施設の年度別、用途区分の内訳は右表2のとおりで、平成5年度分が120、6年度が514、7年度が409、8年度は351の総数1,394施設である。

2.3.2 調査項目

重点整備地区の各年度別に、施設管理区分、各施設用途区分、箇所別の整備・改修予定項目別について、完了年度、整備・改修予定年度等のデータ入力・

整理を行った。年度別の調査項目数は表3に示すとおりで平成5年度分が216、6年度が1,901、7年度が2,090、8年度は2,498となり、総数6,705項目である。

2.3.3 年次データの扱い

年度別整備概況の把握については平成5年度から8年度策定分のデータを用いたが、年度別以外の施設管理区分別、施設用途区分別、箇所別の整理に際しては、整備目標年の5年が経過した7年度計画策定分までとした。

2.3.4 整備予定の扱い

資料の整備予定項目のうち、以下のものはデータ入力に際し、「予定なし」の扱いとした。

ア 整備目標年次の「予定年度欄」に記載がない
イ 「予定年度欄」の具体的な年次「以降欄」に表示している

ウ 5、6年度計画策定分において、「予定年度欄」で「14年度以降」としている

エ 7、8年度計画策定分において、「予定年度欄」で「15年度以降」としている

2.3.5 その他

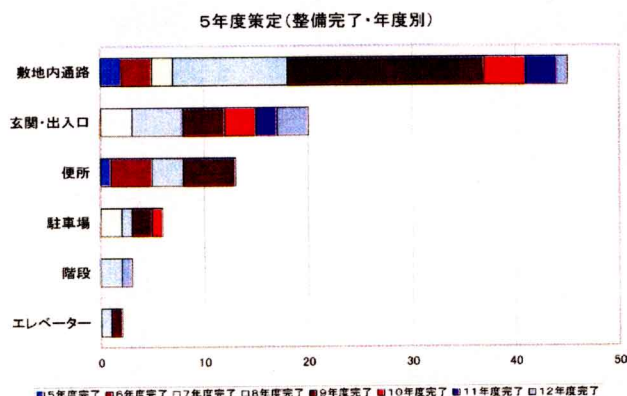
その他、資料の扱いは以下のとおりである。

ア 「改築予定及び改築済み」、「移転予定及び移転済み」、「店舗等の閉鎖」等と記載された施設分は、一括して「改築・移転・閉鎖」とした。これらには既に改築、移転、閉鎖された施設が含まれる。
イ 「構造的に不可」、「長期的検討」、「代替可能」、「必要なし」と記載された施設分は、資料どおりの扱いとした。

3 調査結果

3.1 策定年度別の整備状況

年度別の整備状況・整備率は表3のとおりである。なお、本稿での整備率は、整備済み件数を整備予定件数で除した百分率としている。



整備・改修予定箇所を11とその他の分類しており、その上位は「便所」「敷地内通路」「玄関・出入口」である。計画策定年度別の整備状況は、平成5年度策定分の整備率が41.2%、6年度が35.5%、7年度は37.3%、8年度は17.5%となっている。

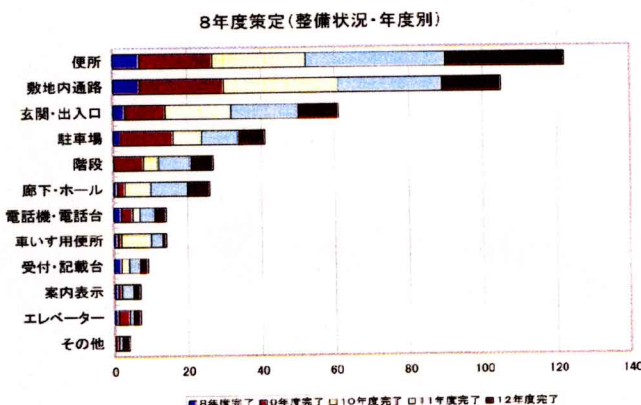
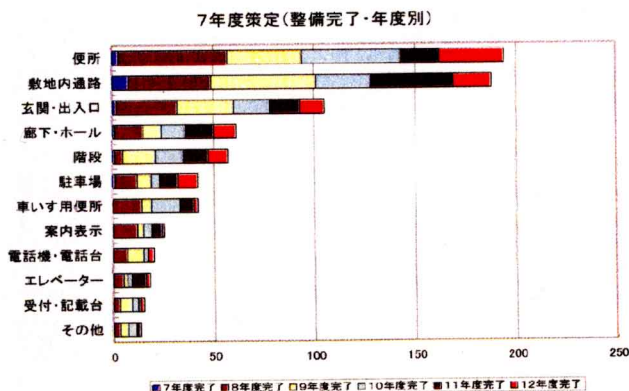
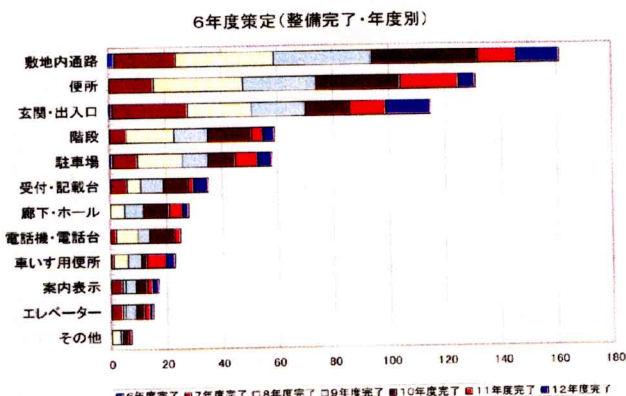


図1 策定年度別整備状況（5～8年度）
Fig.1 Conditions to the barrier-free
by year, year 1993～96

3.2 各年度における部位別整備状況

各年度における部位別の整備に要する年次の状

況は図1のとおりで、5年度策定分は策定後3年、4年経過してから整備が完了するケースが多く、6年度策定分は2～4年経過後の完了が多い。7年度策定分については計画策定の翌年度から完了するケースが5年度、6年度策定分より増えており、4年後までの完了が多い。8年度策定分は策定時の8年度の完了が相対的にやや多い傾向が見られる。

3.3 施設管理区分別の整備状況

官公庁施設や学校、教育文化施設など、施設の設置・管理者が国、県、市町である公共施設の整備状況は、図2のとおりである。整備予定件数が上位となっている「敷地内通路」「便所」「玄関・出入口」の整備率は40～50%である。「駐車場」「車いす用便所」「受付・記載台」も50～60%と比較的高い整備率となっている。

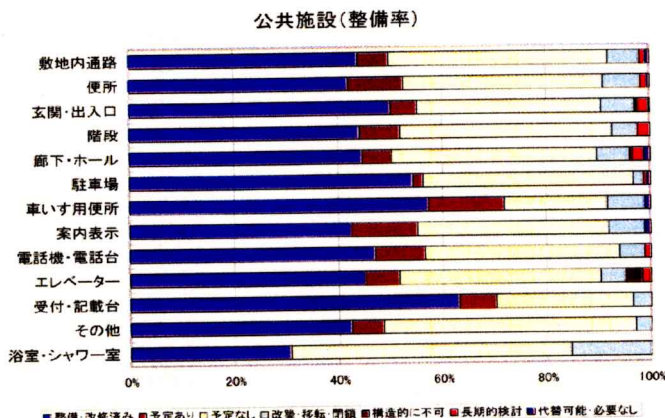
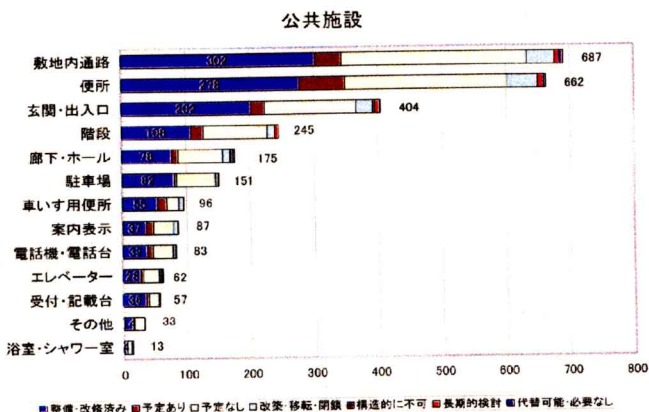


図2 公共施設の整備状況

Fig.2 Conditions of the public facilities

金融機関や物販店舗などの民間施設の整備状況は図3のとおりである。整備予定件数が上位の整備率は「便所」が15%程度、「敷地内通路」「玄関・出入口」が20～20数%である。整備率が70%近

い「車いす用便所」を除いた殆どの部位において、「予定なし」が70%と高い率となっている。

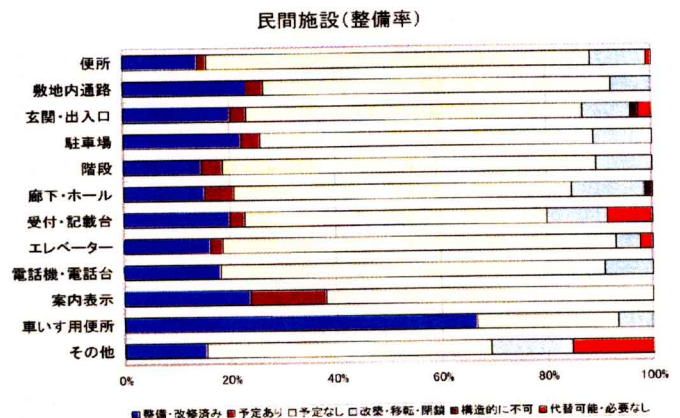
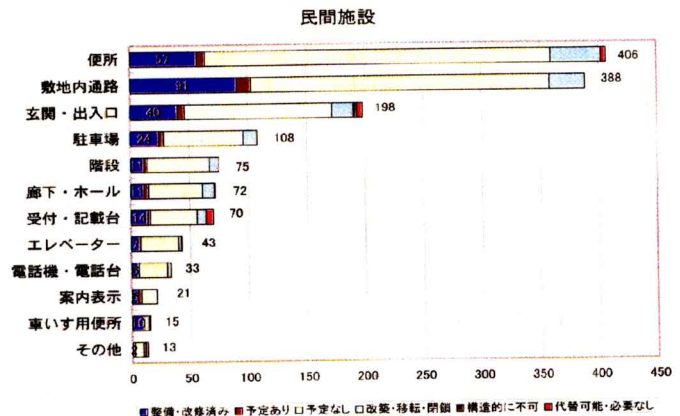


図3 民間施設の整備状況

Fig.3 Conditions of the private sector facilities

3.4 施設用途別の整備状況

主な用途の施設についての整備概況は以下のとおりである。

3.4.1 社会福祉施設 (福祉センターを含む)

福祉センターを含む社会福祉施設の整備状況は図4のとおりで、多くの部位で整備率が50%以上となっている。「便所」「敷地内通路」「玄関・出入口」に件数が集中しており、整備率も50～60%である。特に「車いす用便所」における整備率は高く80%を超えている。整備予定件数は少ないが、「エレベーター」「受付・記載台」の整備率も70%前後と高い。

3.4.2 医療施設

医療施設の整備状況は図5のとおりである。整備予定件数が上位である「便所」「敷地内通路」「玄関・出入口」の整備率は概ね30～40%程度で、むしろ「整備・改修予定なし」の比率が上回っている。

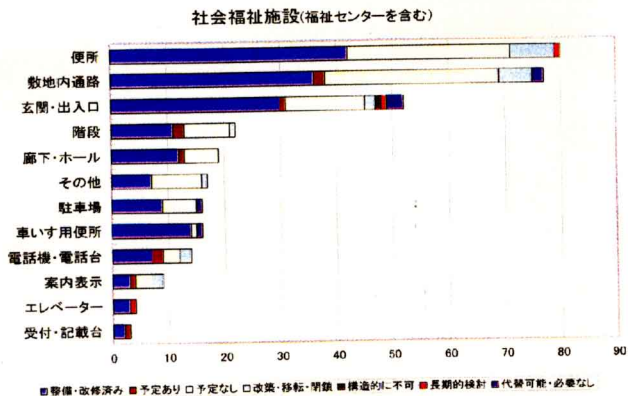


図4 社会福祉施設の整備状況
Fig. 4 Conditions of the social welfare facilities

整備予定件数が中位である「駐車場」の整備率は50%を超えている。エレベーターの件数が比較的上位に位置しているが、整備率は40%未満で「予定なし」の率が高い。「階段」の整備率は低く「予定なし」が60%となっている。「車いす用便所」は他の部位に比べ高く80%近くに達している。「案内表示」は60%である。

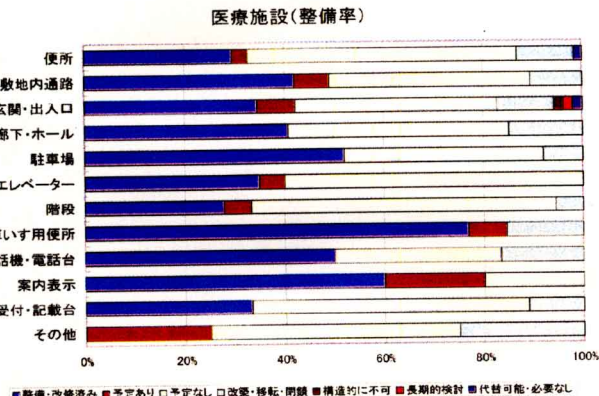
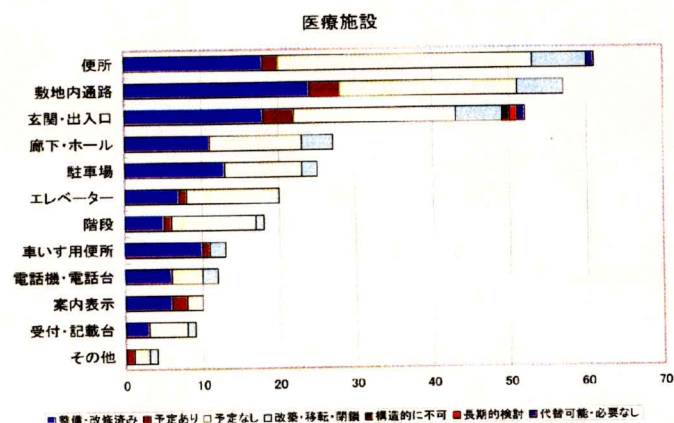


図5 医療施設の整備状況
Fig. 5 Conditions of the medical facilities

3.4.3 金融機関

金融機関の整備状況は図6のとおりで、整備率は全般に亘って低い。特に「便所」は整備が進んでいない。整備予定件数が多い「敷地内通路」の整備率は20%である。また「受付・記載台」の件数が上位にあり、20%強の整備率である。

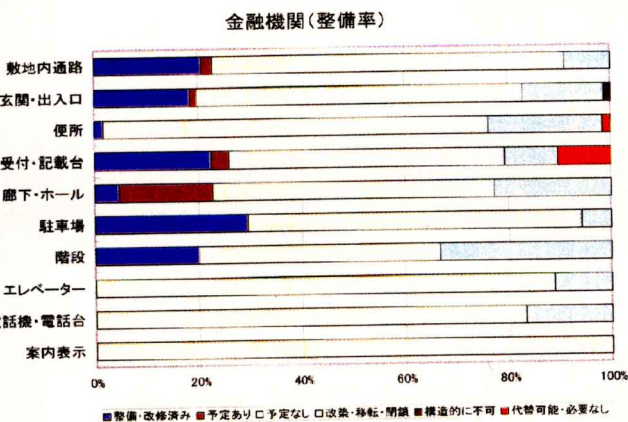
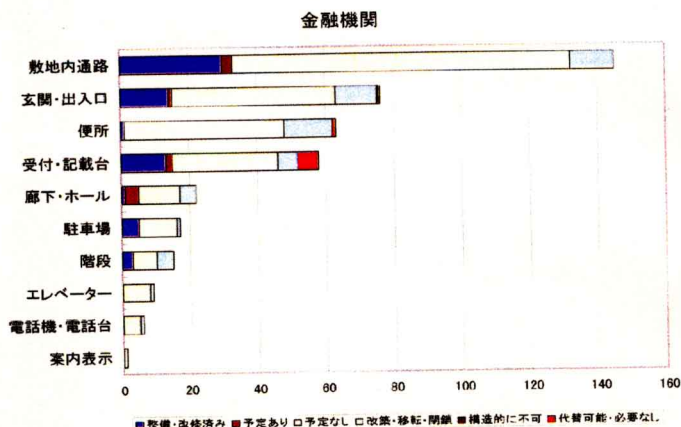


図6 金融施設の整備状況
Fig. 6 Conditions of the financial facilities

3.4.4 物販施設

物販施設の整備状況は図7のとおりである。整備率は全般に低調で、整備予定件数が多い「便所」は10%程度で「予定なし」が70%に達している。「駐車場」の件数が上位にあり、整備率は10%台である。「車いす用便所」は40%とやや高い。

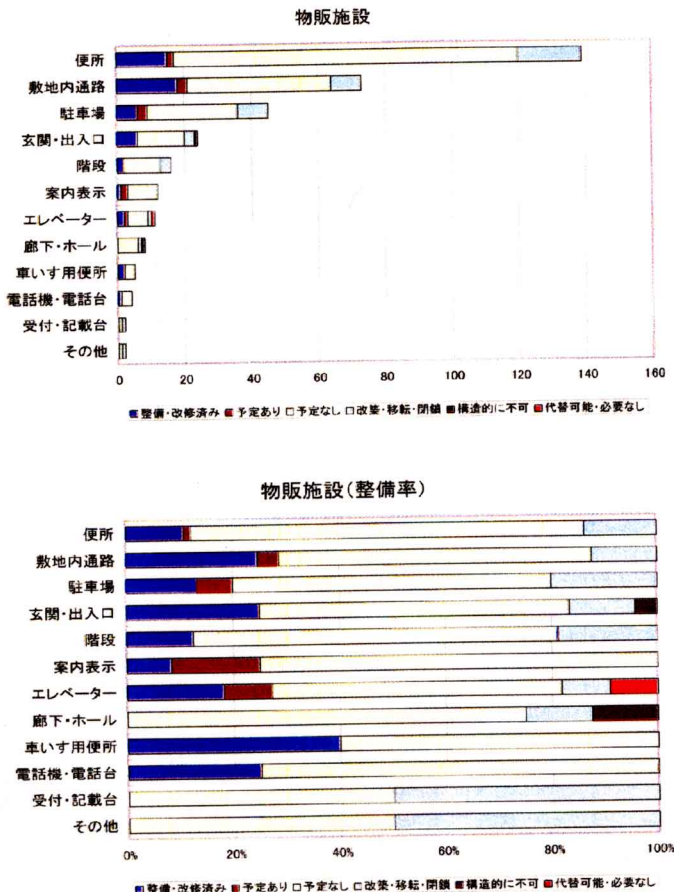


図7 物販施設の整備状況

Fig.7 Conditions of the commercial stores

3.5 部位別の整備状況

部位別の状況として、整備予定件数が多い「便所」「敷地内通路」「玄関・出入口」「廊下・ホール」「階段」について結果を示す。なお、この項における「便所」は「車いす用便所」とデータを統合している。

3.5.1 便所（車いす用便所を含む）

便所の整備状況は図8のとおりである。整備予定件数が多い「便器手すり設置」の整備率は40%弱で、「腰掛け式便器設置」は20%である。件数3位の「車いす用便房設置」は35%の整備率で、施設用途別には図9のとおりである。「小中学校」「官公庁施設」の件数が多く、「官公庁施設」は整備率が高い。「物販施設」では10を超える施設で設置

要望があるが整備されていない。なお、「来客用便所の設置」の整備は全く行われていない。

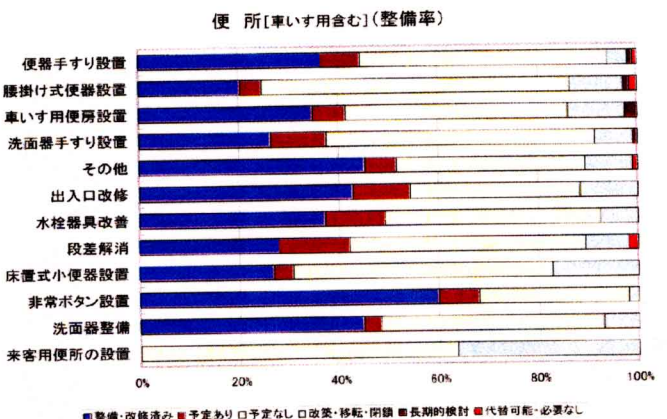
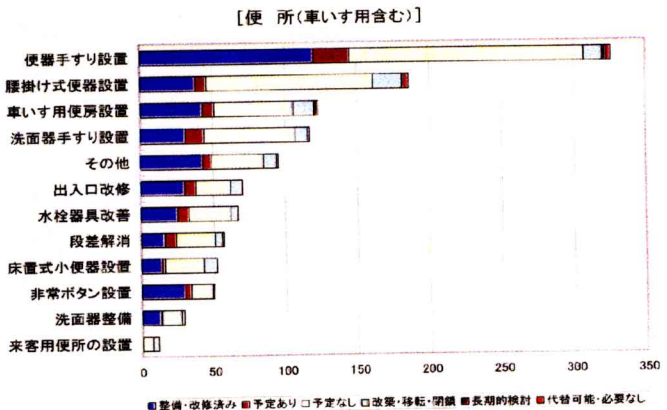


図8 便所の整備状況

Fig.8 Conditions of the rest rooms

[便所(車いす用を含む)]車いす用便房設置状況

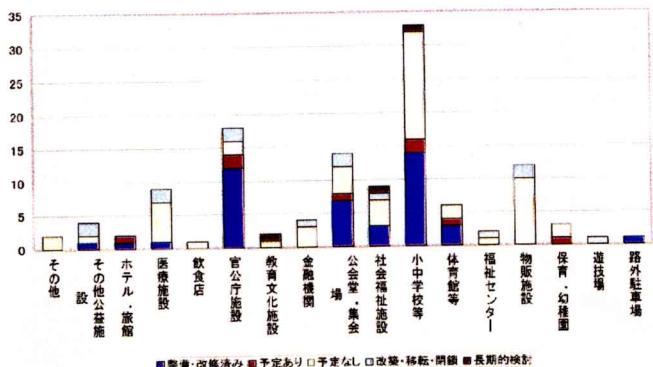


図9 車いす用便房設置の状況

Fig.9 Conditions of the rest rooms for wheelchair-users

3.5.2 敷地内通路

敷地内通路の整備状況は図9のとおりである。整備予定件数は「誘導ブロック設置」「段差解消」「グレーチングの設置・改修」及び「スロープ関連」の

順で、整備率は概ね30～40%である。整備予定件数が一番多い「誘導ブロック設置」の状況は、図11のとおりで、「官公庁施設」「公会堂・集会場」が多く、「官公庁施設」「小中学校」の整備率は比較的高い。「金融機関」の整備率は低い。

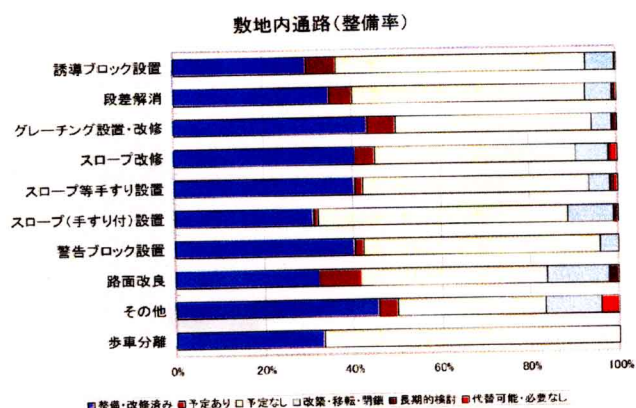
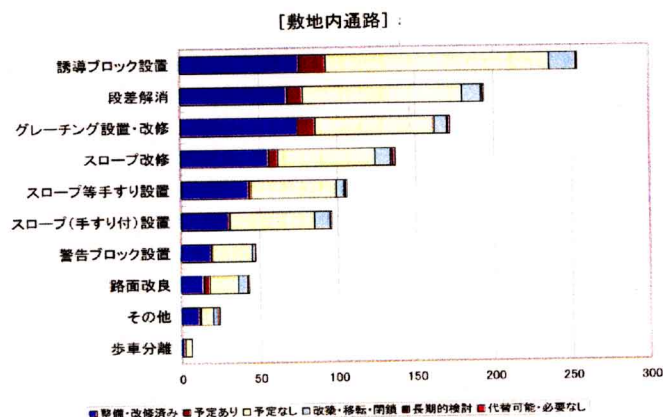


図10 敷地内通路の整備状況
Fig.10 Conditions of the passage in the site

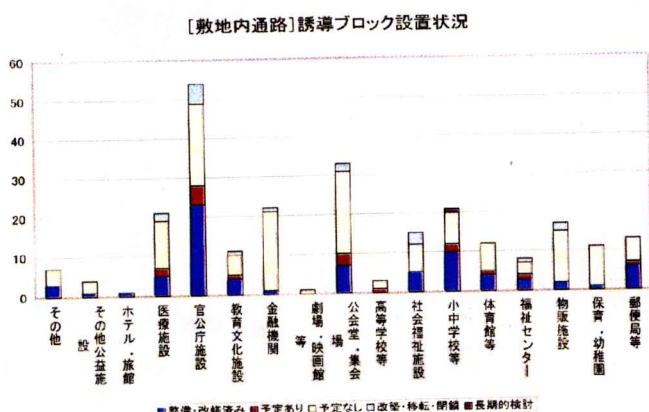


図11 誘導ブロック設置の状況
Fig.11 Conditions of the tactile warnings

3.5.3 玄関・出入口

玄関・出入口の整備状況は図9のとおりで、整備

予定件数が上位の「スロープ設置・改修」「警告ブロック設置」「玄関ドアの自動化」は50%近い整備率である。「インターホン設置・改修」は進んでいない。

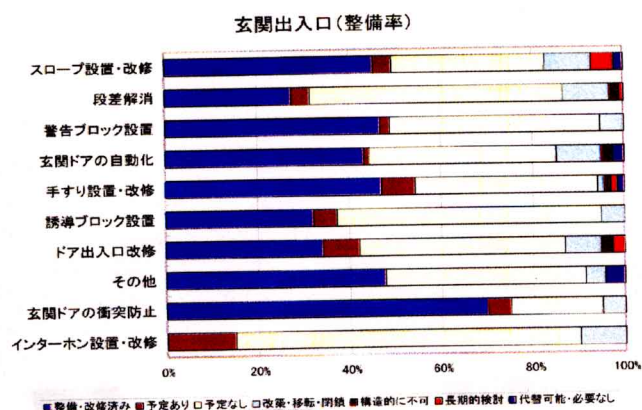
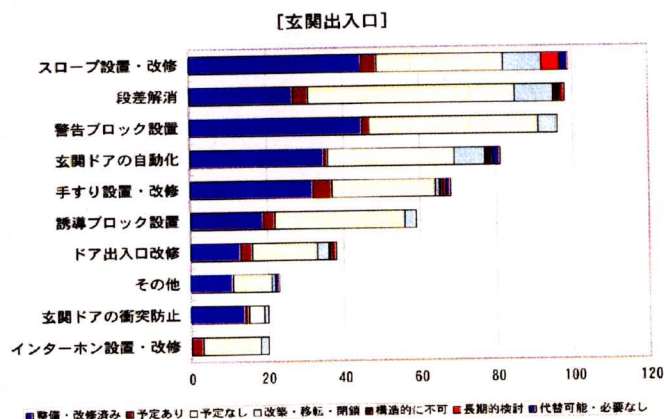


図12 玄関出入口の整備状況
Fig.12 Conditions of the entrance

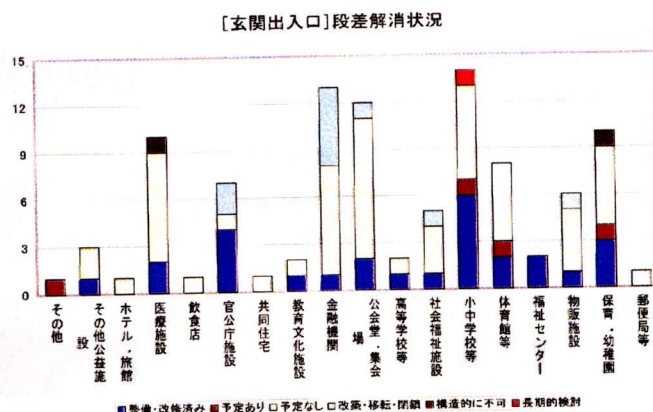


図13 段差解消の状況
Fig.13 Conditions of clearance of steps

玄関・出入口にあつて整備率が最も低い30%の「段差解消」の整備状況は図13に示すとおりである。件数上位のうち、「小中学校」の整備率は比較

高いが、「金融機関」「公会堂・集会場」「医療施設」は低率である。

3.5.4 廊下・ホール

廊下・ホールの整備状況は図14のとおりである。件数は「段差解消」「手すり設置」「床面改善」「誘導ブロック設置」が多く、整備率は30～40%である。「スロープ改修」は50%を超えている。

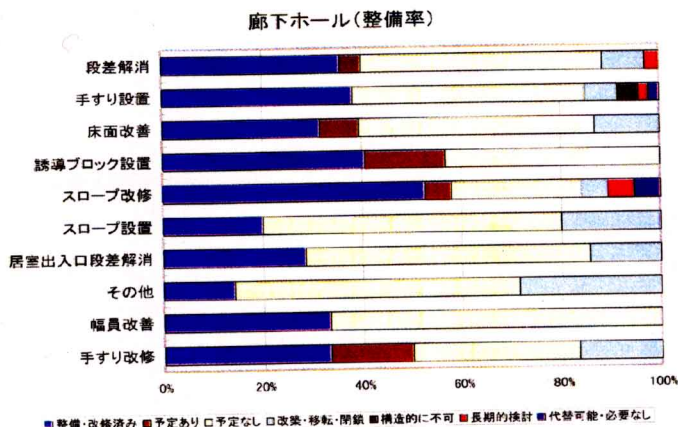
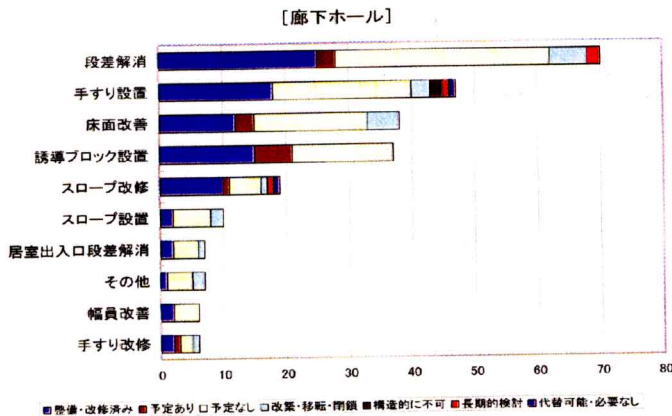


図14 廊下・ホールの整備状況

Fig.14 Conditions of the passage and lobby

[廊下・ホール] 手すり設置状況

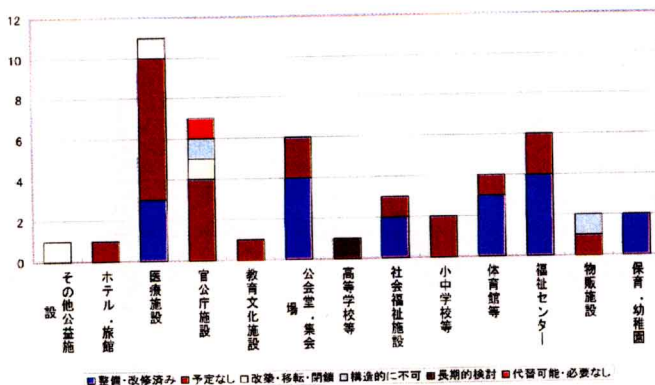


図15 手すり設置の状況

Fig.15 Conditions of improvement of the handrail

このうち「手すり設置」の施設用途別の整備状況は図15のとおりで、件数は「医療施設」が多いが整備率は30%程度ある。「官公庁施設」の整備は全く行われていない。「福祉センター」「公会堂・集会場」の整備率は比較的高い。「床面改善」の整備状況は図16のとおりであり、「金融機関」の件数が最も多いが、整備はほとんど進んでいない。

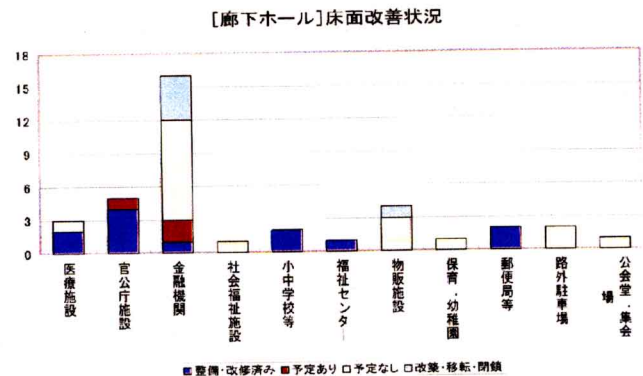


図16 床面改善の状況

Fig.16 Conditions of improvement of the floor-material

5.5 階段

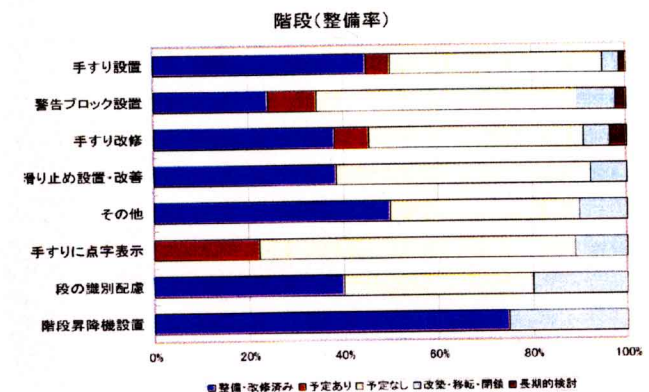
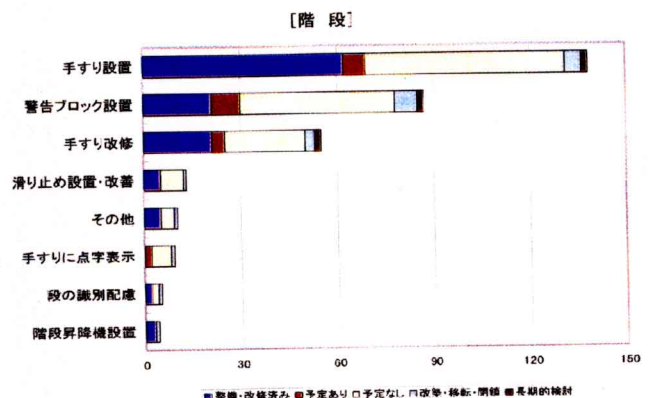


図17 階段の整備状況

Fig.17 Conditions of the stairs

階段の整備状況は図17のとおりであり、整備予定件数は「手すり設置」が多く、その整備率は40%台となっている。次いで件数は「警告ブロック設置」であるが、整備率は20%台に留まっており、「予定なし」が50%を超えている。

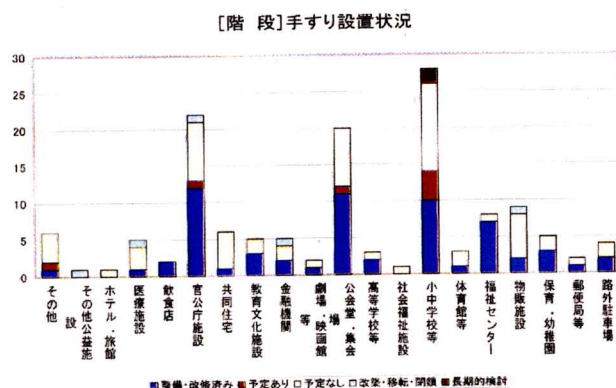


図18 手すり設置の状況
Fig.18 Conditions of improvement of the handrail

階段における「手すり設置」の施設用途別の整備状況は図18のとおりである。「小中学校」が最も多いが整備率はやや低い。「官公庁施設」「公会堂・集会所」も件数が多く、整備率は50%を超えている。

4 考察

4.1 年次別の整備状況について

概ねの整備目標である5ケ年を経過した5年度計画策定分から7年度分までの建築施設の整備率は30%後半から40%程度で、順調に整備が進んでいるとはいえない。

4.2 公民管理別の整備状況について

公共施設と民間施設の整備状況の差異は大きい。整備に要する年次は、当初策定分に比べ、後年度策定分の完了時期は早まっている傾向にある。このことは、昨今、不特定の人が利用する建築施設への福祉対応に対する意識の高まりが各方面に浸透し、特に公共側において、早期に予算が措置しやすい環境にあることが要因のひとつと考えられる。

4.3 用途別の整備状況について

「社会福祉施設」の整備率は高いが、「金融機関」、「物販施設」の整備率の低さが際立っている。

また「社会福祉施設」「医療施設」には公共設置と民間設置があるが、この設置・運営主体別による

整備進捗度の相違については今回調査では把握できていない。

4.4 部位別の整備状況について

4.4.1 便所

「車いす便所設置」については「官公庁施設」で整備が進んでいるが、「物販施設」では遅れている。「来客用便所の設置」項目は主に「金融機関」であるが、ここでの整備は全く進んでいない。なお、「便所」は施設へのアプローチや施設内を安全かつ移動しやすくするためではなく、施設利用者の生理的現象に応える設備であり、滞留時間の影響下にあることが他の設備と性格を異にする。

4.4.2 敷地内通路

「誘導ブロック設置」は「官公庁施設」や「小中学校」など公共・公益的施設を中心に整備が進んでいるといえる。「金融機関」「物販施設」での整備は遅れており、今後、整備に対する施設側の考え方の把握が必要である。

4.4.3 玄関・出入口

外部空間との境界部分である「段差解消」の整備率は低く、「官公庁施設」や「小中学校」を除く施設での整備予定も少ない。これは「官公庁施設」や「小中学校」では「玄関・出入口」までのアプローチに余裕がある一方、「金融機関」などまちの中心部に店舗を構える施設は、土地の有効利用や利用者への利便性から道路に近接して施設が設けられていること一般的であり、改修のための空間的・物理的な制約が考えられる。

4.4.4 廊下・ホール

「手すり設置」「手すり改修」は設備工事を伴わない比較的軽易な工事と思われるが、その整備率は平均値に近く、工事の内容からみれば順調とはいえない。「医療施設」における整備状況は全般の整備率を下回り、整備の「予定なし」が多い。「金融機関」における「床面改善」も整備はほとんど行われず、「予定なし」が多い。

4.4.5 階段

「手すり設置」は「官公庁施設」「公会堂・集会所」「福祉センター」など公共・公益的施設を中心に整備の進捗がみられる。施設内の「警告ブロック設置」の整備は進んでいない。

5 まとめ

5.1 地区で共用する施設・設備計画の作成

対象施設における利用者の一般的な施設滞留時

間は、1時間以内、数時間、半日或いは1日、さらに宿泊を伴う場合と、施設の用途に応じて大きな差異が生じている。このことは例えば便所など、滞留時間の長さから利用者が必要とする設備の設置にも反映され、点検調査結果から整備予定項目と指摘された項目であっても、利用度が低い場合も考えられる。これら設備については、近接・隣接する施設とのネットワーク化、適正な維持管理が担保される施設内設備のオープン化や「市民トイレ」の適度な配置により、個別施設全てが一律に備えることなく利用度の高い設備として機能すると考える。

自治体が「整備計画」を策定する際に、共用が可能な設備等について、整備計画地区全体のなかで、施設設置または設置を支援する施設について検討し、「整備計画地区におけるバリアフリー対応共用施設・設備配置計画」が併せて作成されることが望まれる。

5.2 施設用途に応じた整備項目の優先順位付け

施設用途により整備予定項目件数の順位は異なる。また、件数は少ないながらも、教育文化施設における客席、体育館等のシャワー室、宿泊施設や社会福祉施設における浴室など、整備個所の特殊性もみられる。このことは、施設用途に応じて求められるバリアフリー化ニーズに特徴があり、それぞれ重要度にも差異が生じることとなる。官民間わず厳しい財政事情・経営環境下にあつては、高齢者や障害者など当事者ニーズの的確な把握のもとに、迅速かつ効率的な整備・改修をすすめるために各個所における整備予定項目について、施設用途に応じた順位付けを行うことも必要である。

5.3 整備計画作成プロセスの見直し

現行の策定プロセスは、対象とする施設に対する当事者や高齢者による点検調査結果を基に、同一の整備基準による検討を加えて「整備計画」に至る。

しかし今後、求められる整備・改修を迅速かつ効率的、有効的に進めるためには、調査から計画策定、事業化に向けて計画フローを整理する必要がある。

ひとつには、点検結果について専門的・技術的な視点からの検討である。当事者等による調査の後、整備指摘項目について、空間的・物理的に整備・改修が可能か否か、また当面の代替措置の工夫など、建築技術者も参加した様々な角度からの検討が加えられる必要がある。またこれら整備・代替措置に要する概算費用の算出も求められる。

ふたつには、事業計画づくりのための検討資料の作成である。整備予定項目について、施設の利用状

況に応じた整備の重要度や施設の特性による管理側の課題（例えば、「金融機関」においてはセキュリティ対策。）などから、優先度の整理も必要である。

三つ目には、事業計画における施設管理側の同意である。通常、建築施設では施設を適正に維持していくために様々な部位に応じた短期的、長期的なサイクルでの維持管理が必要である。上記の検討資料を基に、施設全体の維持管理との整合を図りながら、施設管理側の合意の下に、整備予定項目を短期的に整備項目と中長期的な項目に整理し、事業計画を作成する必要がある。

四つ目には、管理者側における事業化計画の作成である。施設全体の維持管理計画への事業計画の位置付けの中で、短期的な整備予定項目について、バリアフリー化のための事業化計画が作成され、予算の効率的な執行の基に、着実かつ有効的な事業の実施が望まれる。

こうしたプロセスを経て作成された個別対象施設の事業化計画を市町が集約し、当面の整備目標とする「整備計画」となると思われる。

6 おわりに

今回の基礎調査を踏まえ、今後、兵庫県下の地域性や対象とする施設用途の集積度、整備予定項目等を勘案しながら調査対象地区・施設を選定し、現地調査や施設管理者側のヒアリングなど現場の実状調査を実施し、既存建築施設におけるバリアフリー化に向けての整備・改修上の課題把握のため調査を更に進めていきたい。

今回調査に際し、貴重なデータを貸与していただいた兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり推進課に謝意を表する。

(参考文献)

- 1) 「福祉のまちづくり条例」；兵庫県（平成9年4月施行）
- 2) 「福祉のまちづくり重点整備地区整備の推進」；兵庫県（平成9年6月発行）